

2026年8月24日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

内閣府特命担当大臣（防災） あかま 二郎 様

日本共産党千葉県委員会

「令和8年8月千葉豪雨」災害に関する緊急要望

日頃より防災・災害対策にご尽力いただき感謝申し上げます。

8月13日、千葉県を襲った記録的大雨「令和8年8月千葉豪雨」は、線状降水帯が繰り返し発生し、平年の1か月分の約3倍といわれる異例の雨量を記録しました。県内では死者13名、床上・床下浸水とも日が続つにつれ増え続け、2000棟以上にのぼる甚大な被害が発生するとともに、県内全域で車両が冠水し、JAFへの救援要請が3871件と、各地の道路で車両が動けなくなるというかつてない事態となりました。平年の約5倍の雨量を記録した千葉市をはじめ県内各地で、住民から「死にそうだった」「家財がすべて水に浸かった」「見舞金だけでは暮らしが立たない」等、切実な声が寄せられています。

千葉県をはじめ地方自治体による対応には限界があり、被災者の生活と生業の再建、抜本的な治水・防災対策には国による強力な財政支援と制度的措置が不可欠です。県内各地の被災現場での聞き取りをもとに、政府に対し下記のとおり緊急に要望します。

記

1、 災害救助法・被災者生活再建支援制度に関する要望

- ① 気象庁が「令和8年8月千葉豪雨」と命名した豪雨について、国は速やかに「激甚災害」に指定するとともに、被災者の生活再建や中小零細事業者の事業再建に必要な財政的支援を抜本的に強化すること。
- ② 被災者生活再建支援法にもとづく支援金について、床下浸水世帯や中小事業者・店舗も対象に含めるなど適用範囲を拡大し、現在の物価高騰に見合う水準へ支援額を引き上げること。
- ③ 冷蔵庫・エアコン・車両など生活必需品の被害に対し、既存の支援金では対応しきれない実態を踏まえ、新たな生活再建支援制度の創設を検討すること。
- ④ 罹災証明書の迅速な発行のため、被災自治体への応援職員派遣や現地調査の人員確保を国として支援するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。

- ⑤ 建物の損壊程度や被害額の規模により災害救助法や激甚災害の対象とならない世帯についても、被災者個人に過大な負担がかからないよう、県・市独自の取り組みを特別交付税等により国として財政的に下支えすること。
- ⑥ 税・保険料の減免、医療・介護等の相談窓口など、ホームページ掲載だけでなく、チラシにまとめて配布するなど、多面的な周知すること。ワンストップの相談体制を整備すること。
- ⑦ 年金生活者をはじめ低所得者は、住宅修理費用の捻出が極めて困難であるため、早急な資金援助策を講じること。また、県営・市営住宅など公的な住宅のあっせんを積極的に行うこと。
- ⑧ マンションでは、低層階が浸水したまま復旧が進まず、給排水設備の損壊により全面断水し、トイレ・入浴・洗濯・炊事が一切できない状態が続いている事例が確認されている。エレベーターも停止し、階段のみでの生活を強いられる高齢者や要配慮者も多く、親族宅等への避難を余儀なくされる住民もいる。こうした中高層集合住宅特有の被害実態を踏まえ、給水車の増配、仮設トイレ・入浴支援等の緊急対応を強化すること。
- ⑨ エアコンの室外機の水没による故障も多発している。猛暑のなかエアコンが使えないのは生命の危機であり、エアコンのある避難所の開設や、既存の施設などを活用した応急仮設住宅（みなし仮設）を柔軟に運用できるようにすること。自治体が被災者の実態に即して必要な対応ができるよう国としても更なる財政、人的支援を行うこと。
- ⑩ 災害拠点病院の千葉大学医学部附属病院が浸水し手術を中止する事態になった。また、山王病院も地下の電源施設が浸水し停電が続いている。マンションの停電も含め排水ポンプ等の復旧資機材について、県内で同時多発的に需要が生じ順番待ちとなり復旧の見通しが立たない実態を踏まえ、電源車の配車や、必要な資機材について、国が広域的な調達と優先順位の調整に責任を持ち、迅速に対応すること。
- ⑪ 災害ゴミについては、生活再建にとっての第一歩であり、個別収集を後押しするなど、災害救助法対象外地域でも、お金の心配なく全ての自治体が対応できるよう国が財政支援すること。
- ⑫ 民地のがけ崩れで土砂撤去に困難を抱える住民に対して自治体が積極的に支援するよう国としても後押しすること。また、急傾斜地対策の安全対策を図ること。

2、 放置車両・交通、鉄道インフラに関する要望

- ① 豪雨時の大量の放置車両は、全国的にもはじめての経験だと考えられる。車両冠水による JAF への救援要請は 3 8 7 1 件と報道された。千葉県災害対策本部の資料には、放置車両の台数は掲載されておらず、全体の災害規模が把握されない状

況がある。レベル4や5の豪雨が発生した場合は、JAF等関係機関との連携強化と共に、道路管理者の国、県、市が連携し、実態の共有とともに、優先順位を明確にして、幹線道路の早期復旧を行えるようにすること。

- ② レッカー事業者の広域応援体制の構築を国として調整・支援すること。
- ③ 幹線道路については、車両を路側帯や脇に移動させるだけでなく、道路上から退避させるよう積極的な支援を行うこと。
- ④ 放置車両の緊急撤去に要する費用について、自治体への財政支援制度を創設すること。
- ⑤ 冠水の危険のある状況では、民間の商業施設の立体駐車場を一次的に解放し、退避できる仕組みや連携を促進すること。
- ⑥ アンダーパスでの水没死亡事故を踏まえ、どのような状況でも目視できる表示を道路上、壁などに表記し、一定の水位以上は、侵入禁止にするよう全国的に整備し、地方自治体への財政支援を強化すること。
- ⑦ JR外房線の被災箇所（土気トンネル・土気駅等）の早期復旧と強靱化、および代行輸送体制への支援を行うこと。

3、 河川・治水対策に関する要望

- ① 松戸市の国分川、村田川をはじめ、船橋市の飯山満川、佐倉市の手繰川、大網白里市の小中川、金谷川など河川が一部氾濫し、床上床下浸水が拡大した。堤防・護岸の抜本的な強化、浚渫・維持管理の恒久的な予算措置を講じること。
- ② 線状降水帯の頻発など、従来の想定を超える異常気象に対応できるよう、治水計画・河川整備基本方針を抜本的に見直すこと。
- ③ ハザードマップ、道路の冠水マップなど、今回の豪雨の経験をもとにしたものにバージョンアップするための必要な支援を行うこと。
- ④ 水門の開閉、氾濫の危険などを知らせるサイレンや防災無線が豪雨の音にかき消され聞こえなかったとの声が寄せられていることを踏まえ、必要な情報が届くようシステムを構築すること。

4、 産業・生活再建に関する要望

- ① 浸水被害を受けた商工業・農林水産業について、施設等の再建・修繕・撤去や停電・断水等で被害を受けた業者への支援、災害関係資金の無利子化及び保証料免除、速やかな災害査定手続き及び事業決定、危険木の伐採・処理を行うための支援措置など、産業被害に対して支援を行うこと。
- ② 冠水・浸水した田んぼでは、等級が下がるとの心配もある。また、「人参の種が流され、タネが手に入らない」「価格が高騰している」。収穫直前の落花生や里

芋畑が冠水、水が引かなければ腐ってしまうなど、窮状が訴えられている。離農することがないように、十分な補償、支援を行い、再生産への後押しを行うこと。

- ③ 農業用機械、軽トラックなど営農に必要な資機材の被害について補償すること。

5、 避難所の整備、ボランティア対応

- ① 県立学校の体育館など、エアコンが未設置の指定避難場所について、国庫補助を拡充し緊急に整備を進めること。
- ② 災害ボランティアセンターの運営やボランティア受け入れ体制の強化に対し、財政的・人的な支援を拡充すること。

以上、被災者の命と暮らしを守り、一刻も早い復旧・復興を実現するため、政府として迅速かつ十分な対応をとられるよう強く要望します。